



施策 1

子育てしやすい環境の整備

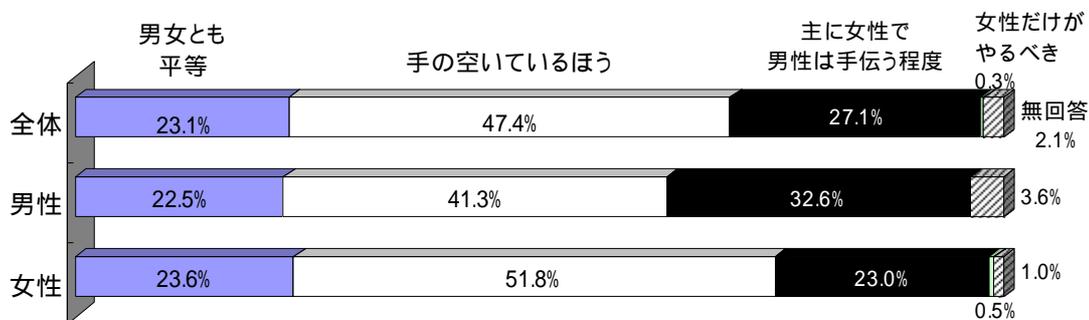
働く女性にとって、子育てと仕事の両立を図ることは大きな課題となっています。

市民意識調査によると、家庭内における家事・子育てについて「手の空いているほうが行う」と回答した人が最も多く、全体では5割近くを占めるほか、「男女とも平等に」と回答する人は男女とも、調査毎に毎回増えていますが、実際は依然として女性が主に役割を担っています。

育児・介護休業法など、家庭と就業の両立を支援する施策が推進されてきてはいますが、未だ両立は難しく、女性が働き続けるためには、保育サービスの充実とともに父親の子育てへの参加が必要です。

多様化してきているライフスタイルに対応できる保育や放課後児童対策のほか、地域での子育て支援体制を確立するなど、石狩市次世代育成支援行動計画に基づく取り組みを推進し、女性が安心して働き続けられる育児環境の整備を進め、また、関係機関と連携しながら企業や雇用者への育児休業制度の周知・啓発に努めるとともに、働いていない女性も含めた母親の孤立化を防ぎ、男女がともに子育てを担う意識が高まるよう、社会的気運の醸成にも努めます。

家事や育児の役割分担について



石狩市「男女平等に関する市民意識調査報告書」(平成 21 年度)

### 第3章 計画の内容

<b>施策の方向(1)</b>		<b>多様な子育てニーズに対応する 保育施策の推進</b>	
女性が子育てをしながら働き続けることができるよう、働き方やライフスタイルの多様化に対応した保育サービスの充実とともに、地域での子育て支援体制の整備に努めます。			
所管部局	こども室	関連計画	こども・あいプラン
保育サービスの充実	継続	認可保育所の整備や特別保育サービスの充実、認可外保育所の支援、へき地保育のほか、幼稚園の預かり保育等の推進や放課後児童会の整備など、様々なニーズに対応できる保育サービスを提供します	
緊急時のサポート体制の整備	拡充	子育てと仕事の両立を支援していくため、ファミリーサポートセンター事業や病児・病後児保育事業、こどもショートステイ事業など、病児や早朝・夜間の預かりといった緊急時の支援体制の整備を図ります	

<b>施策の方向(2)</b>		<b>男女がともに担う 子育ての意識づくり</b>	
家庭における固定的性別役割分担意識の見直しを促進し、父親の子育て参加意識の喚起や、参加しやすい社会的気運の醸成に努めます			
所管部局	企画経済部、こども室	関連計画	こども・あいプラン
男女で共に子育てを担う意識を高める広報・啓発活動の推進	拡充	子育て中の父親だけでなく、社会全体の理解を進めるため、夫婦で子育てを行う必要性や、子育てを楽しんでいる父親のロールモデル等について、広く周知・啓発を推進します	

施策2

男女がともに介護を担う環境の整備

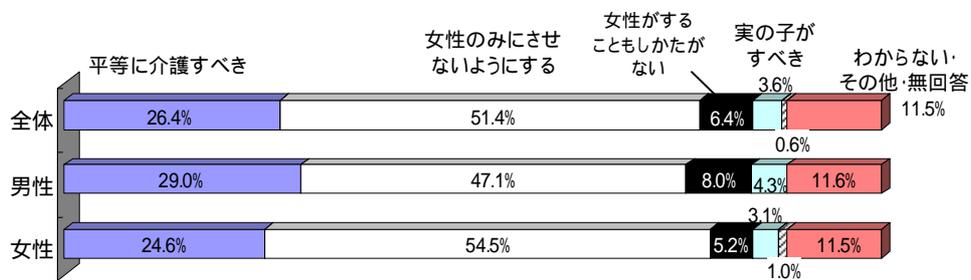
市民意識調査によると、家族の介護の担い手について、男女とも「女性のみ介護させない」と回答する人が最も多く約5割を占め、また「平等に介護すべき」と考える人は、調査毎に増えています。

しかし、実際には依然として主に女性が大きな負担を担っている実態や、育児・介護休業法など、家庭と就業の両立を支援する施策が推進されてきているものの、未だ両立が難しい状況は、女性の社会参画を困難にしています。

女性が男性とともに社会のあらゆる分野に参画し、就労や社会活動を続けるためには、高齢者を社会全体で支えていく考えに立ち、ケア体制の充実を図るとともに、これまでの固定的な役割分業意識を改め、家族の一員として男女がともに介護を担うことが必要です。

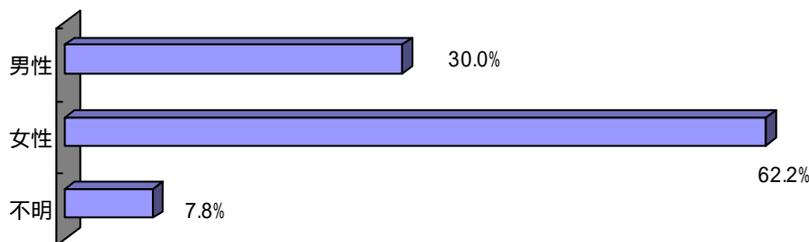
そのため、介護の社会化を進めるとともに、関係機関と連携しながら企業や労働者へ介護休業制度の周知・啓発を推進し、また男女がともに担う介護の意識が高まるよう、社会全体における現状の課題への理解や問題意識の共有を促進し、社会的気運の醸成に努めます。

家族の介護について



石狩市「男女平等に関する市民意識調査報告書」(平成 21 年度)

主に介護している人の性別の割合



石狩市「高齢者保健福祉計画・第4期介護保険事業計画策定のためのアンケート調査報告書」(平成 20 年度)

### 第3章 計画の内容

施策の方向(1)		介護施策の推進	
<p>地域包括支援センターを中心に、在宅介護サービス等の充実及び地域ケア体制の整備を推進するとともに、介護者への支援に取り組みます</p>			
所管部局	保健福祉部	関連計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
介護サービスの充実	継続	<p>関係機関との連携などによる、訪問介護等の在宅サービスの質の向上や地域密着型サービスとしての小規模多機能施設の整備促進に努めるとともに、予防給付や地域支援事業を中心とした介護予防を推進するなど、高齢者の自立した生活を確保するために必要な生活支援策を推進します</p>	
地域ケア体制の整備	継続	<p>地域で認知症の方を支えるサポーターの養成や近隣での見守り・声かけ運動などを町内会や市社協・民協・ボランティアセンター・NPO法人等と連携し、地域で安心して暮らしていくための地域ぐるみのケア体制の充実に努めます</p>	
介護者への支援	拡充	<p>在宅の寝たきり高齢者や認知症高齢者を介護する家族を対象に、寝たきりや認知症の理解、介護技術の向上や、介護家族相互の情報交換等のネットワークづくりに努めます</p>	

施策の方向(2)		介護における男女共同参画の促進	
<p>「介護は家庭において女性が担う」といった固定概念を取り除き、男女がともに担う介護の意識を高めるとともに、広く介護に関わる問題を提示し、理解を深め、社会全体で介護を担う気運の醸成に努めます</p>			
所管部局	企画経済部、保健福祉部	関連計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
男女ともに介護を担う意識を高める 広報・啓発活動の推進	継続	<p>介護休業等を取得しやすい環境を整備するため、企業や団体等に対し、育児・介護休業法等の周知を行うとともに、介護や予防に関する講座等を開催するなど、介護への関心を高め、男女ともに参画する機運を醸成します</p>	

## 施策3

## 女性に対するあらゆる暴力の根絶

女性に対するあらゆる暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、女性の人権を擁護することは、実質的な男女平等を実現する上で極めて重要ですが、インターネットや携帯電話の普及などにより、その暴力のあり方は多様化してきている状況です。

市民意識調査によると、配偶者等からの暴力(DV)、セクシュアル・ハラスメント(性的いやがらせ)といった人権侵害について、「被害を受けたことがある」と回答したのはいずれも女性のみでDV、セクハラともに全女性回答者の約1割。被害を受けた人を知っている人は、DVは女性が3割弱、男性が1割強、セクハラは男女とも1割強、また男女とも約20人に1人は「相談を受けたことがある」と答えています。

特に配偶者からの暴力( )は、人目に触れることの少ない家庭内の、配偶者間という親密な関係の中で起きるため発見が困難であることや、社会の理解が不十分で個人的な問題としてとらえられやすいなど、被害が深刻化しやすくなるとともに、その被害者数は近年増加し、また子どもに対する暴力との関係も指摘されています。このような状況に対し、被害者に対する適切な対応の必要性はもとより、社会全体の問題として取り組むことが重要です。

女性に対する暴力を根絶するためには、重大な人権侵害であるとの意識を社会全体に浸透させることが重要であり、社会的気運の醸成を図り、関係機関との連携を強化するなど、根絶するための取組を一層推進します。

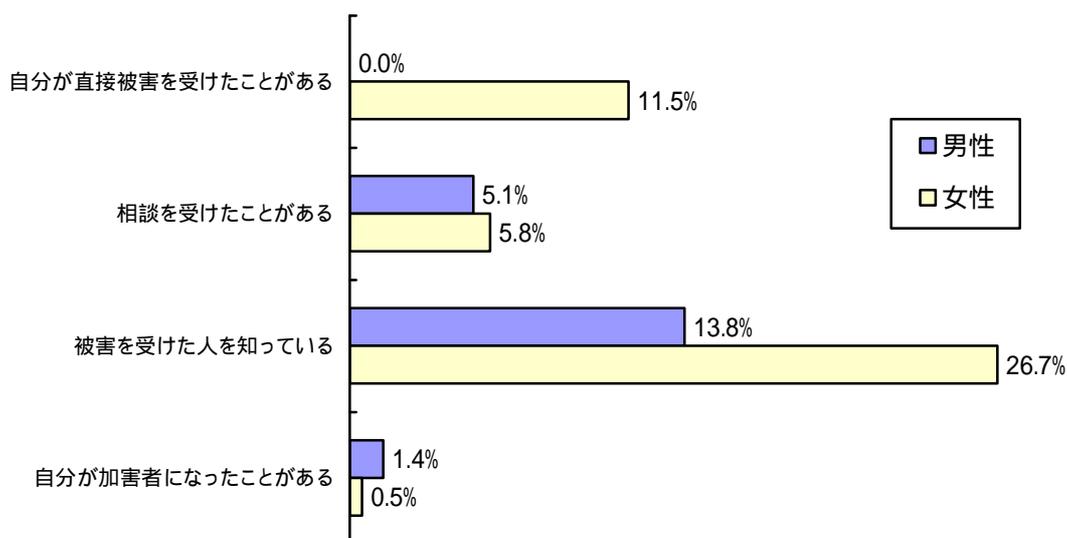
## 配偶者からの暴力(DV ドメスティック・バイオレンス)

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第1条では、配偶者からの暴力を「配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下「身体に対する暴力等」という。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。」と定義しています。

### 第3章 計画の内容

<b>施策の方向(1)</b>		女性への暴力の根絶と女性の人権尊重に向けた啓発活動の推進	
女性に対するあらゆる暴力の根絶と女性の人権尊重に向けた意識啓発を推進します			
所管部局		市民生活部、企画経済部、生涯学習部	
女性に対する暴力を容認しない社会的気運の醸成	継続	「女性に対する暴力をなくす運動」「人権週間」等を通じて、広く意識啓発を行います	
女性の人権の侵害につながる環境の浄化	継続	性・暴力表現を扱った有害図書等が青少年に販売されないよう、監視・環境浄化に取り組むなど、地域の環境浄化に努めます。	

石狩市における配偶者等からの被害の状況



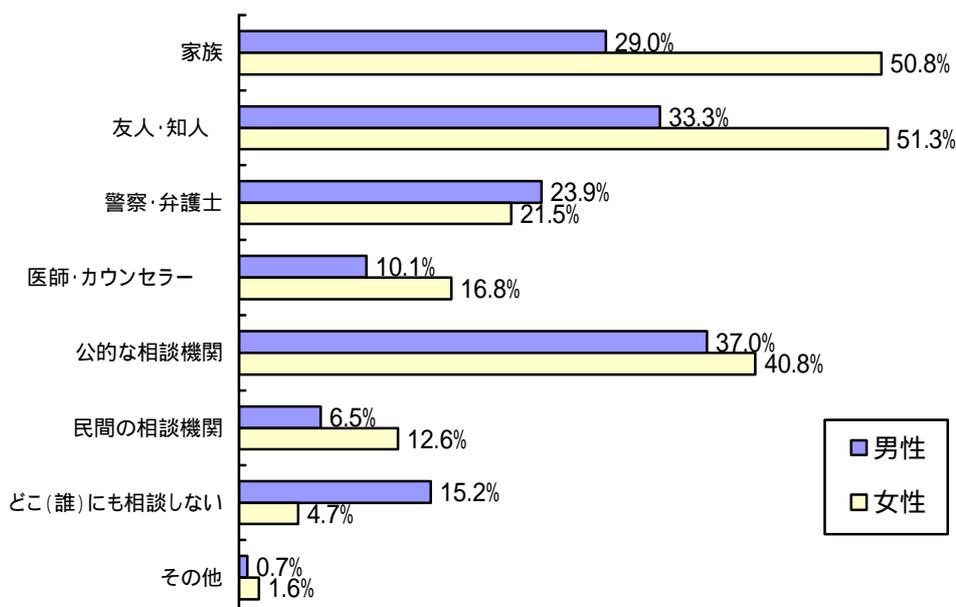
石狩市「男女平等に関する市民意識調査報告書」(平成 21 年度)

施策の方向(2)		配偶者からの暴力被害防止等に関する取り組み	
<p>本項目は、「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」(以下「DV防止法」)第2条の3第3項の規定に基づく、「石狩市配偶者暴力防止及び被害者保護・支援に関する基本計画」と位置づけ、石狩市における男女共同参画社会の実現に向け、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護・支援に関する基本的な考え方及び施策の方向性を示します</p>			
<p>【基本的な考え方】</p> <p>(1) 配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、配偶者からの暴力を容認しない社会づくり、男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の根絶に向け啓発を進めます</p> <p>(2) 配偶者からの暴力の被害が深刻化する前のできるだけ早い段階での発見や相談体制の充実を図ります</p> <p>(3) 被害者の安全の確保を図るため、被害者と子どもの適切な保護に努めます</p> <p>(4) 被害者の状況や意思に応じ、被害者の自立を総合的に支援します</p> <p>(5) 配偶者からの暴力の防止、被害者の保護や自立支援のため、関係機関、団体との相互の連携協力に努めます</p> <p>(6) 被害者が安心して支援を受けることができるよう職務関係者の研修や啓発に努めます</p>			
所管部局		企画経済部、関係部	
女性に対する暴力を容認しない社会的気運の醸成	継続	配偶者からの暴力の問題が広く社会的に認識され、理解と協力が得られるよう、「女性に対する暴力をなくす運動」などの期間中に、現状の周知や意識啓発を行うほか、日頃から暴力防止のため配偶者暴力防止法や保護命令制度等の周知を行います	
若年層に対する取り組み	新規	男女の対等なパートナーシップや暴力を伴わない人間関係の構築に向け、パンフレットの配布や講座の開催等を通じ、予防啓発を行います	
相談体制の充実	継続	相談窓口を設置し、相談の環境整備を行うとともに、複雑化、多様化する被害者の状況に応じ、関係機関と連携し、総合的な相談体制の充実に努めます。また、相談窓口を記載したカード等を、市内公共施設や商業施設等に設置するなど、様々な機会を通じて周知を行います	
被害者の発見と適切な対応	新規	関係各所との連携を図り、潜在化しがちな被害者の発見に努めます。また市民に対し、被害者を発見した際には北海道立女性相談援助センター又は警察への通報に努めるよう、DV防止法に基づく通報についての周知を行います	

### 第3章 計画の内容

被害者の適切な保護	継続	緊急の保護を必要とする被害者を発見した際には、北海道立女性相談支援センターや民間シェルター等、関係機関と連携し、被害者の安全確保を第一に、適切な対応をとります。その際、被害者の子どもに対しても必要な配慮を図ります
被害者の自立支援	新規	被害者の意思を尊重しながら、就業に向けた情報提供や、生活保護等についての所管部課との連絡調整、子どもの就学等への配慮など、関係各所との連携を図りながら必要な支援に努めます。また、住民基本台帳からの情報を保有する関係部局においては、閲覧等の制限の対象となっている被害者の個人情報適切に扱われるように、厳重に情報の管理を行います
関係機関、団体との連携	拡充	被害者の支援にあたっては、関係機関と共通認識を持ち、日々の相談、一時保護、自立支援等様々な段階において、緊密に連携を図りながら取り組みます
職務関係者の研修	新規	職務として被害者と接する者は、配偶者からの暴力の特性等を十分理解することが必要であり、特に被害者と直接接する場合に、被害者に更なる被害(二次的被害)が生じることのないよう、研修及び啓発に努めます

被害にあったときは、どこ(誰)に相談しますか？



石狩市「男女平等に関する市民意識調査報告書(平成21年度)

施策4

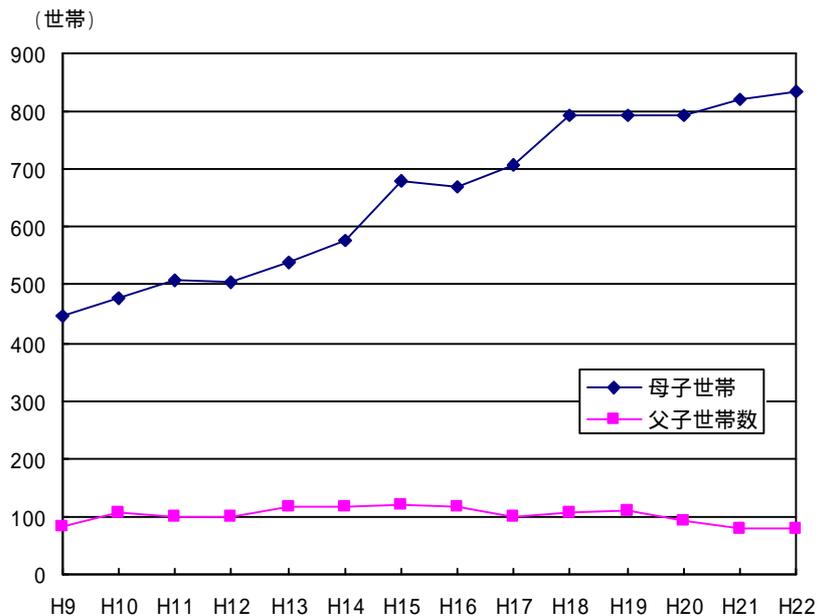
社会的援助を必要とする人への支援

最近では家族形態の多様化により、ひとり親家庭が増加する傾向にあります。特に母子家庭においては経済的に不安定になりがちであり、また父子家庭にあっては生活面でのサポートが求められるなど、生活をする上で様々な困難を抱えていることから、精神的ケアや生活の安定化のための支援が求められています。

さらに高齢女性の経済的困窮や、高齢単身男性の地域における孤立の深刻化、障がいのある女性が必要とする性別に配慮した対応など、その性別から複合的に困難な状況に置かれている場合があります。

このような状況を踏まえ、男女共同参画の視点に立ち、性別に起因する様々な困難な状況に置かれている人々が安心して暮らせる環境整備に取り組みます。

石狩市のひとり親世帯数の推移



資料：石狩市保健福祉部こども室

### 第3章 計画の内容

<b>施策の方向(1)</b>		<b>ひとり親家庭の自立支援</b>	
ひとり親家庭が自立した生活を営むことができるよう、各種施策の充実に努めます			
所管部局	建設水道部、こども室	関連計画	こども・あいプラン
ひとり親相談と生活支援の充実	継続	母子自立支援員を配置し相談事業の充実に努めるとともに、ひとり親家庭の実態把握に努め、一時的な理由から子どもの養育ができないひとり親家庭にヘルパーを派遣する生活サポート事業を実施します	
母子家庭等の経済的負担の軽減	継続	経済的に不利な母子家庭等の自立を支援するため、手当の給付や医療費の助成、貸付金の受付、市営住宅への入居優遇措置などを行います	
母子家庭の就労支援	継続	母子家庭の自立を促進するため、就労に有利な資格取得支援や、ハローワークと連携して必要な情報提供などを行います	

<b>施策の方向(2)</b>		<b>高齢者、障がい者等が安心して暮らせる環境の整備</b>	
高齢者や障がい者等が、安心して暮らせる環境整備に努めます			
所管部局	企画経済部、保健福祉部、関係部	関連計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、障がい者福祉計画
各状況における実態の把握と課題に対する取り組み	継続	関係各課と連携し、困難な状況の実態と課題の把握に努めます。また把握した課題について、関係各課や地域の多様な主体と連携し、対象者に必要な情報を提供する等、各種支援に努めます	

<b>施策の方向(3)</b>		<b>相談体制の充実</b>	
女性のための相談窓口を設置するとともに、関係機関と連携を図りながら総合的な相談体制の充実に努めます			
所管部局	企画経済部、関係部		
女性のための相談窓口の設置と周知	継続	女性が抱える様々な悩みやニーズに対応するため、女性相談窓口を設置し、広く周知します	
他の相談窓口との連携強化及び窓口の周知	継続	相談内容の解決に向け、市役所内における他の相談窓口や他の自治体や団体等が設置する各種相談窓口との連携を推進するとともに、それぞれの窓口の趣旨や、活動内容等を広く周知します	